



宮 監 公 表 第 4 5 号
令和 2 年 1 2 月 2 3 日

宮崎市監査委員	河 野 まつ子	
宮崎市監査委員	荒 木 敏	
宮崎市監査委員	上 野 悦男	
宮崎市監査委員	嶋 田 喜代子	

定期監査措置状況の公表について

令和 2 年度定期監査の結果に関する措置について通知がありましたので、地方自治法第 199 条の規定に基づき、公表します。

記

- 1 監査の対象部課等
上下水道局
- 2 講じた措置の内容
別紙のとおり

(報告様式1)

令和2年度定期監査指摘事項についての措置状況通知書

令和2年度定期監査における指摘事項については、次のとおり措置いたしましたので通知します。

(監査対象部署：上下水道局)

指 摘 事 項 及 び 意 見 の 内 容	措 置 状 況
【指摘事項】 (給排水設備課) ①令和元年度の事務椅子修繕(執行伺額：14,850円)に係る予定価格について、設定された額14,850円と記載すべきところ、誤って14,580円と記載していた。 (下水道整備課) ①令和元年度の下北方1号雨水幹線のコンクリート柱、低圧電線及び通信線に係る下水道敷地等占用料について、道路占用料条例により「占用物件の長さに0.01メートル未満の端数があるときは、その端数の長さを切り捨てて計算する」と規定されているにもかかわらず、従前の例により、1メートル未満の端数を1メートルとして算定し徴収していた。 低圧電線及び通信線 【正】6円×12.8m=76.8円→76円 【誤】6円×13m=78円 合計金額 【正】 706円 【誤】 708円	金額の記載誤りであることから、担当者～担当係長～課長補佐～課長の決裁過程における金額確認を徹底する。具体的には、鉛筆でのチェックマークを入れることと、今回のような数字の記載誤りについては、読み上げることで誤りを防ぐことが可能と考えられるため、各自が声に出して金額を読み上げ確認を行うこととする。 下水道条例及び道路占用料条例に基づき占用料を算定し、相手方と調整を行ったうえで、過徴収となっている令和元年度及び令和2年度分を還付することとする。 R 1 2円 R 2 2円 合計 4円 条例改正等の把握漏れが無いように毎年3月及び改正時に課員を対象とした勉強会を開催し、算定誤りが無いよう周知徹底することとした。

(下水道施設課)

①令和元年度の下水道敷地等占用許可について、次のような不備があった。

ア. 九州電力株式会社宮崎配電事務所の本柱に係る使用料について、行政財産使用料条例第2条第2項第1号に規定する使用料の取扱い指針において、九州電力株式会社電柱種別は第2種電柱とするとされていることから、第2種電柱(1本につき1,100円)で算定すべきところ、第1種電柱(1本につき700円)で算定し徴収していた(2件)。

第2種電柱【正】 $1,100\text{円} \times 1\text{本} = 1,100\text{円}$

【誤】 $700\text{円} \times 1\text{本} = 700\text{円}$

・大淀処理場外分

合計金額 【正】25,711円 【誤】16,511円

・有田クリーンセンター分

合計金額 【正】2,293円 【誤】1,493円

イ. 下倉永中継ポンプ場のアクリル板製の看板設置に係る下水道敷地等占用料について、道路占用料条例により「占用物件の面積に0.01平方メートル未満の端数があるときは、その端数の面積を切り捨てて計算する」と規定されているにもかかわらず、従前の例により、1平方メートル未満の端数を1平方メートルとして算定し徴収していた。

アクリル板製の看板面積：

$1.25\text{m} \times 0.63\text{m} = 0.7875\text{m}^2 \rightarrow 0.78\text{m}^2$

【正】 $1,800\text{円} \times 0.78\text{m}^2 = 1,404\text{円}$

【誤】 $1,800\text{円} \times 1\text{m}^2 = 1,800\text{円}$

ウ. 大淀処理場内の乾燥肥料置き場等に係る下水道敷地等占用料について、平成31年4月1日の条例改正により占用料が変更されているにもかかわらず、従前の例により算定していた。また、占用の期間が1月未満のものについては、算定した額に100分の108を乗じて得た額とされているにもかかわらず、乗じることなく算定し徴収していた。

占用料(占用の期間：平成31年4月5日～平成31年4月21日(1月未満))

【正】 $130\text{円} \times 495\text{m}^2 = 64,350\text{円}$

【誤】 $120\text{円} \times 495\text{m}^2 = 59,400\text{円}$

$64,350\text{円} \times 108/100 = 69,498\text{円}$ (1月未満)

下水道条例及び道路占用料条例に基づき占用料を算定し、判明した令和元年度分までの不足分については、相手方と調整を行ったうえで、徴収することとする。

H28 10,000円

H29 10,000円

H30 10,000円

R 1 10,000円

合計 40,000円

判明した令和元年度分までの超過分については、相手方と調整を行ったうえで、過徴収となっている分を還付することとする。

R 1 396円

R 2 396円

合計 792円

平成31年4月1日の条例改正により変更された占用料については、既に見直しを行った。

判明した不足分については、相手方と調整を行ったうえで、徴収することとする。

占用の期間：平成31年4月5日～平成31年4月21日(17日間)
10,098円

条例改正等の把握漏れが無いように毎年3月及び改正時に課員を対象とした勉強会を開催し、算定誤りが無いよう周知徹底することとした。

②200 円印紙について、実査日（令和 2 年 9 月 10 日）において郵便切手類出納簿の残枚数が 4 枚と記載されているにもかかわらず、現物がなかった。

9 月 16 日「亡失・棄損報告書」にて上下水道局長まで報告した。切手等を保管する入れ物の見直しを行い、縦入れのクリアファイルから、チャック付に変更し、落下を防止する策を講じた。また、切手使用時には、受払いのあった額面以外の在庫確認も行うこととした。さらに、使用頻度の少ない印紙等は在庫を置かずその都度調達することとする。

令和 2 年 1 2 月 1 日

宮崎市監査委員 殿

宮崎市上下水道事業管理者
宮本 兼治

